

通達甲（警．厚．職生）第10号

平成9年10月15日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

警視庁職員相談制度運営規程の運用について

このたび、警視庁職員相談制度運営規程（平成9年10月15日訓令甲第23号）が制定され、平成9年11月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、持ち家対策基本計画の策定について（昭和41年12月1日通達甲（警．厚．職）第26号）及び警視庁職員相談事務取扱規程の運用について（昭和47年4月1日通達甲（警．厚．職）第6号）は、廃止する。

記

第1 相談制度の趣旨

相談制度は、職員が、困り事や悩み事を独りで抱えることなく、安心して相談し、適切な助言・指導等を受けることにより、生活を安定させ、勤務能率を向上させることに資することを趣旨とする。

第2 職員相談の範囲等

職員相談の範囲等は、次のとおりとする。

1 相談制度を利用できる者

- (1) 職員
- (2) 職員の家族等

2 相談内容

- (1) 生活に関する問題
- (2) 職場に関する問題
- (3) 住宅に関する問題
- (4) その他の困り事や悩み事

第3 職員相談の申出と受理

- 1 職員相談の申出は、電話、文書、口頭等により、職員相談支援センター又は所属の統括相談員若しくは相談員に対して行うものとする。この場合、相談内容の性質により、匿名で申し出ることができる。
- 2 職員相談支援センター及び各所属においては、常に職員相談を受理することができるように努めるものとする。

第4 職員相談支援センターの業務

職員相談支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 全ての困り事や悩み事の相談の受理
- 2 職員の生活設計に関する支援
- 3 前1及び2の業務に関して、必要により関係所属又は弁護士等専門家の紹介

第5 相談員等の推薦等

- 1 所属長が、相談員及び相談事務取扱者の適任者として警務部長に推薦する者は次のとおりとする。

(1) 相談員

年齢、階級等を問わず、人格及び識見に優れ、相談制度の重要性をよく理解し、相談員として相談制度の運営に従事する意思を有する者で、他の制度による相談員等の指定を受けていない者。

(2) 相談事務取扱者

警務又は庶務を担当する者のうち、適任者と認められるもの

- 2 前1の推薦は、別記様式第1号の「相談員等適任者推薦名簿」により警務部長（職員相談支援センター経由。以下同じ。）に行うものとする。
- 3 所属長は、相談員及び相談事務取扱者を推薦するに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 相談員は、異なる課又は係の者の中から推薦することとし、女性の相談員が確保されるようにすること。
 - (2) 配置換え等により、相談員及び相談事務取扱者に欠員が生じ、相談業務に支障がある場合は、速やかに新たな推薦を行うこと。

第6 所属相談員等の任務等

所属相談員等は、職員相談支援センターその他関係所属の業務に関する理解を深め、相談窓

口の紹介等を積極的に行うものとする。

1 統括相談員

統括相談員は、所属における相談制度運営の中核として、相談員に対し、効果的な相談制度の運営に関して指導、教養等を実施すること。

2 相談員

(1) 相談員が受理する職員相談は、前記第2の2に掲げた相談内容のうち、複雑・困難な問題を除いたものとする。

(2) 相談員は、必要に応じ、統括相談員に対して研修会の開催を要請することができる。

3 相談事務取扱者は、統括相談員の指揮を受け、相談制度の事務に従事すること。

4 所属相談員等は、次に掲げる職員相談及び生活設計の支援については、積極的に職員相談支援センターの利用を図るものとする。

(1) 事案の緩和又は解消に長時間を要すると認められる相談

(2) 内容が専門的な相談

(3) その他職員相談支援センターの利用が適当と思われる相談

第7 広報・啓発等

1 警務部長は、年1回以上、所属相談員等による会議、研修等を開催するものとする。

2 所属長は、あらゆる機会をとらえて職員の相談制度に関する認識を深めるものとする。

3 所属長は、職員相談制度の運営に関し、長期にわたり従事した等、功労があった職員に対し、適正に表彰し、又は評価するものとする。

第8 報告

所属長は、毎月ごとの職員相談受理件数等を、翌月5日までに、別記様式第2号の「職員相談受理件数報告書」により警務部長に報告するものとする。

警務部長殿

長

相談員等適任者推薦名簿

1 相談員

係	階級	(フリガナ) 氏名	生年月日(年齢)	性別	推薦理由
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	
			()	男女	

2 相談事務取扱者

係	階級	(フリガナ) 氏名	生年月日(年齢)	性別	推薦理由
			()	男女	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警務部長殿

長

職員相談受理件数報告書(月分)

項 目		当 月 累 計		本 年 累 計	
		職員からの相談	家族からの相談	職員からの相談	家族からの相談
職場に関する事 こと	人 間 関 係				
	環 境 条 件				
	そ の 他				
私 的 な 生 活 に 関 す る こ と	家 族 ・ 親 族				
	健 康				
	育 児 ・ 教 育				
	介 護				
	異 性				
	住 宅				
	金 銭				
	そ の 他				
合 計					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。